

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	平内町

# 平内町鳥獣被害防止計画

令和 7 年 2 月 28 日作成

## ＜連絡先＞

担当部署名 農政課  
所在地 青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊 63  
電話番号 017-755-2117  
FAX番号 017-755-2145  
メールアドレス nosei@town.hiranai.aomori.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、カラス、カルガモ、タヌキ、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、ノウサギ、アライグマ、ハクビシン、アナグマ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	平内町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ツキノワグマ	スイートコーン	被害面積 0.5a 被害金額 9千円
カラス	野菜（スイートコーン、スイカ）等	被害はあるが、被害の実態が把握できていない。
カルガモ	水稻	被害はあるが、被害の実態が把握できていない。
タヌキ	-	-
ニホンザル	スイートコーン、スイカ	被害面積 0.27a 被害金額 15千円
ニホンジカ	水稻、豆類（大豆）	被害面積 12.7a 被害金額 19千円
イノシシ	野菜（サツマイモ、ジャガイモ）等	被害面積 1.9a 被害金額 175千円
ノウサギ	-	-
アライグマ	-	-
ハクビシン	-	-
アナグマ	-	-
合計		被害面積 15.37a 被害金額 218千円

(注) ツキノワグマの被害の現状は令和4年度を参照

ニホンザル、ニホンジカの被害の現状は、令和3年から令和6年の平均値を参照

## (2) 被害の傾向

### ○ツキノワグマ

町内の各地域で目撃情報がある。

収穫期（8月）にスイートコーンに被害が発生している。その他、酪農飼料用のデントコーンへの被害が確認されており、今後さらなる被害の拡大が懸念される。また今後、林業被害の発生が懸念される。

### ○カラス

町内の各地域で5月頃、巣の情報がある。

収穫期（7,8月）にスイートコーン、スイカなどに被害が発生している。

### ○カルガモ

町内全域にみられ、水稻の生育に影響を及ぼしていると推測される。

### ○タヌキ

道路での死亡個体の回収依頼が年々増加傾向にある。

自家用の野菜を中心に被害が発生しており被害の拡大が懸念される。

### ○ニホンザル

町内の各地域で目撃情報がある。生育期・収穫期のスイートコーンや、生育期のスイカに被害が発生している。

### ○ニホンジカ

町内の各地域で目撃情報がある。生育期（5,6,7月）の水稻、大豆に被害が発生している。

今後、林業被害の発生が懸念される。

### ○イノシシ

町内の各地域で目撃情報がある。収穫期（8月）のサツマイモやジャガイモなどに被害が発生している。その他、酪農飼料用のデントコーンサイレージへの被害が確認されており、今後さらなる被害の拡大が懸念される。

### ○ノウサギ

町内各地域で目撃情報があることから、今後の農作物への被害発生が懸念される。

### ○アライグマ

現在のところ農作物等の被害は確認されていないが、町内の寺社に侵入情報があることから、今後の農作物への被害発生が懸念される。

### ○ハクビシン

現在のところ農作物等の被害は確認されていないが、町内での目撃情報があることから、今後の農作物への被害発生が懸念される。

### ○アナグマ

道路での死亡個体の回収依頼が年々増加傾向にある。

自家用の野菜を中心に被害が発生しており被害の拡大が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）		目標値（令和9年度）	
	金額(千円)	面積(a)	金額(千円)	面積(a)
ツキノワグマ	9	0.5	7	0.4
カラス	–	–	–	–
カルガモ	–	–	–	–
タヌキ	–	–	–	–
ニホンザル	15	0.27	12	0.22
ニホンジカ	19	12.7	15	10.2
イノシシ	175	1.9	140	1.5
ノウサギ	–	–	–	–
アライグマ	–	–	–	–
ハクビシン	–	–	–	–
アナグマ	–	–	–	–
合計	218	15.37	174	12.32

(注) ツキノワグマの現状値は令和4年度の被害数値

ニホンザル、ニホンジカの現状値は令和3年から令和6年の平均値

#### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ツキノワグマ 青森県猟友会東青支部平内班（以下、猟友会）と平内町農政課とで箱わなによる有害鳥獣捕獲を実施している。</li> <li>○カラス、カルガモ 猟友会に有害鳥獣捕獲を委託し、銃器による捕獲を実施している。</li> <li>○ニホンジカ 猟友会と平内町農政課とでくくりわなによる有害鳥獣捕獲を実施している。</li> </ul>	猟友会会員の高齢化が進んでおり、担い手の育成が必要である。
防護柵設置等に関する取組	○ニホンザルについて、ロケット花火等を活用した追払いの実施	ロケット花火での追払いでは効果が薄くなってきており、他の策を講じる必要がある。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害発生状況の調査（有害鳥獣の目撃箇所のマッピング）</li> <li>○調査により判明した被害発生件数の多い地域に対して、畑にある捨て野菜等の処理をするように指導するなど、被害防止に関する普及・啓発を実施している。</li> </ul>	マッピングを生かした取組が十分にできていない。 適宜、猟友会と情報共有をし、先駆けた対策を実施する。

#### (5) 今後の取組方針

- ・有害鳥獣の捕獲は猟友会と連携し、捕獲活動を行う。
- ・関係機関と連携し被害情報の把握に努め、農林業被害の防止施策に活かす。
- ・狩猟免許等を有する担い手の育成を促進する。
- ・指定管理鳥獣であるニホンジカ及びイノシシの被害を発生させないため、予察を含めた積極的な有害鳥獣捕獲を実施する。
- ・青森県環境エネルギー部自然保護課より貸与を受けているニホンジカ・イノシシ自動撮影カメラを活用して、ニホンジカ及びイノシシの生息域を把握する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

町は、猟友会の協力により、平内町鳥獣被害対策実施隊を令和2年4月に設置し、実施隊員は猟友会員と平内町農政課に所属する職員で構成した。また、隊員の猟友会員全員を対象鳥獣捕獲員に任命している。実施隊は農林業被害を受けた農家等からの要請により、農林業被害の状況確認及び巡回、有害鳥獣の捕獲を行い、関係機関・団体と連携し、被害状況等の情報を共有する。

農林業被害を防止するため、わなや猟銃（ライフル銃を除く）を使用した有害鳥獣捕獲を基本とするが、ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシに対しては、これらの方針での捕獲が困難な場合は、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7～令和9年度	ツキノワグマ カラス カルガモ タヌキ ニホンザル ニホンジカ イノシシ ノウサギ アライグマ ハクビシン アナグマ	<ul style="list-style-type: none"><li>・現地調査による情報の収集</li><li>・対象鳥獣に対応した効果的な捕獲機材の導入</li><li>・広報等を活用しての担い手の育成確保</li></ul>

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
カラス、カルガモは個体数の増加を防ぐため、50羽の捕獲とする。			
ツキノワグマ、ニホンザル、タヌキ、ノウサギ、アナグマについては、被害状況に応じて必要最小限の捕獲を行う。			
指定管理鳥獣であるニホンジカ、イノシシや外来鳥獣であるアライグマ、ハクビシンは未然に農林業被害を防止するため、可能な限り捕獲を行う。			
(過去の捕獲実績)			
対象鳥獣	令和3年度	令和4年度	令和5年度
カラス、カルガモ	32羽	13羽	4羽
ツキノワグマ	-	-	6
タヌキ	-	1	9
ニホンザル	-	-	-
ニホンジカ	-	1	-
イノシシ	-	-	2
ノウサギ	-	-	-
アライグマ	-	-	-
ハクビシン	1	-	1
アナグマ	-	1	1

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
カラス、カルガモ	50羽	50羽	50羽
ツキノワグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
タヌキ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ニホンザル	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ノウサギ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
アナグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数

捕獲等の取組内容
対象鳥獣：カラス、カルガモ 捕獲手段：銃器（ライフル銃を除く） 実施時期：5月～10月
対象鳥獣：ツキノワグマ 捕獲手段：箱わな、銃器 実施時期：被害状況を踏まえつつ、捕獲の必要性が生じた場合に捕獲する。
対象鳥獣：タヌキ 捕獲手段：箱わな 実施時期：被害状況を踏まえつつ、捕獲の必要性が生じた場合に捕獲する。
対象鳥獣：ニホンザル 捕獲手段：箱わな、銃器（ライフル銃を除く） 実施時期：被害状況を踏まえつつ、捕獲の必要性が生じた場合に捕獲する。
対象鳥獣：ニホンジカ 捕獲手段：わな、銃器 実施時期：地域の定着を防ぐため、予察も含め積極的に捕獲する。
対象鳥獣：イノシシ 捕獲手段：わな、銃器 実施時期：地域の定着を防ぐため、予察も含め積極的に捕獲する。
対象鳥獣：ノウサギ 捕獲手段：箱わな 実施時期：被害状況を踏まえつつ、捕獲の必要性が生じた場合に捕獲する。
対象鳥獣：アライグマ 捕獲手段：箱わな 実施時期：地域の定着を防ぐため、予察も含め積極的に捕獲する。
対象鳥獣：ハクビシン 捕獲手段：箱わな 実施時期：地域の定着を防ぐため、予察も含め積極的に捕獲する。
対象鳥獣：アナグマ 捕獲手段：箱わな 実施時期：被害状況を踏まえつつ、捕獲の必要性が生じた場合に捕獲する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
農林業被害を防止するため、わなや猟銃（ライフル銃を除く）を使用した有害鳥獣捕獲を基本とするが、ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシに対しては、これらの方法での捕獲が困難な場合は、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
平内町	なし（権限委譲済み）

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7～令和9 年度	ツキノワグマ カラス カルガモ タヌキ ニホンザル ニホンジカ イノシシ ノウサギ アライグマ ハクビシン アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災無線放送による注意喚起</li> <li>・ニホンザルについて、ロケット花火等を活用した追払いの実施</li> </ul>

## 5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

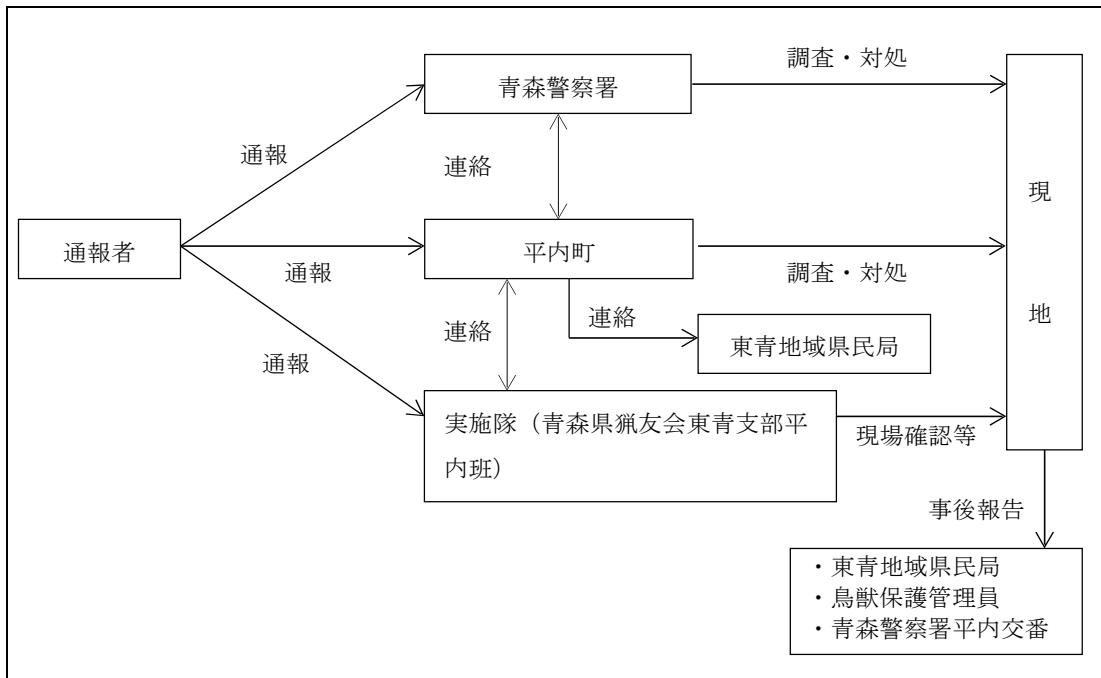
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7～令和9 年度	ツキノワグマ カラス カルガモ タヌキ ニホンザル ニホンジカ イノシシ ノウサギ アライグマ ハクビシン アナグマ	○被害発生状況の調査（被害現場の撮影、調査結果の資料作成） ○被害発生状況の調査に基づく研修会の開催 ○畠にある捨て野菜等の処理をするように指導するなど、被害防止に関する知識の普及・啓発を行う。

## 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

### （1）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
平内町	各関係機関との連絡・調整、現地調査、町民への注意喚起 有害鳥獣捕獲等の許可 鳥獣被害対策実施隊への出動要請
平内町鳥獣被害対策実施隊 (青森県猟友会東青支部平内班)	現地調査、鳥獣の捕獲等
青森警察署	現場確認等、銃器等の取扱いに係る指導・助言 鳥獣の捕獲等補助
東青地域県民局地域農林水産部（農業普及振興室、林業振興課）	状況の把握、町への指導・助言

## (2) 緊急時の連絡体制



### 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、適正に処理する。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、町廃棄物担当部局と連携して、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

### 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

#### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品としての利用促進が困難であるため、上記7のとおり適切に処理する。

また、その他の有効な活用も困難である。

#### (2) 処理加工施設の取組

上記(1)の理由から処理加工施設の整備の予定はない。

#### (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

現状、捕獲した対象鳥獣は「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、適正に処理できているため、今後も継続する。

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	平内町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
平内町	<ul style="list-style-type: none"><li>協議会内の連絡、調整</li><li>被害情報の収集、把握</li></ul>
東青地域県民局地域農林水産部 (農業普及振興室)	<ul style="list-style-type: none"><li>協議会への指導、助言</li></ul>
青森県猟友会東青支部平内班	<ul style="list-style-type: none"><li>有害鳥獣の捕獲等の実施</li></ul>
青森警察署	<ul style="list-style-type: none"><li>銃器等の取扱いに係る指導、助言</li></ul>
青森農業協同組合平内支店	<ul style="list-style-type: none"><li>農作物被害に関する情報収集、提供</li></ul>
青森県農業共済組合	<ul style="list-style-type: none"><li>農作物被害に関する情報収集、提供</li></ul>

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
森林組合あおもり（平内事業所）	林業被害の情報提供

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平内町鳥獣被害対策実施隊の設置
<ul style="list-style-type: none"><li>実施隊は、令和2年4月1日付で設置し、実施隊員は、猟友会・平内町農政課に所属する職員で組織する（令和5年度時点で猟友会員3名及び平内町農政課職員11名の計14名）。</li></ul>
平内町鳥獣被害対策実施隊の活動内容
<ul style="list-style-type: none"><li>被害防止計画に取り組むため、関係機関と連携を密にする。</li><li>被害農家への啓発や防除方法の指導を行う。</li><li>有害鳥獣の捕獲及び追い払い作業を行う。</li></ul>

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

## 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--